平成31年１月
土地改良企画課

共有地における代表者の選任方法の改善について

１　共有地の代表制について（平成29年の土地改良法の改正により措置）

(1) 共有地の代表制については、農業者の意思を適切に反映しつつ、土地改良事業に係る申請者等の事務処理上の便宜を図るため、共有者を合わせて一の事業参加資格者又は権利者とみなし、選任された代表者が次の意思表示を行うこととしている。

① 事業参加資格者による土地改良事業に対する同意

② 土地改良区の組合員による議決権及び選挙権の行使等

③ 法第５条第７項の権利者による換地計画の権利者会議での議決権の行使等

(2) 共有地の代表者の選任方法については、一部の共有者の利益が侵害されないよう、共有者の全員によって代表者を選任し、土地改良事業の実施主体等に書面で通知するよう指導しているところ。

※ 「共有地の代表制についての一問一答（未定稿）（平成29年改正）」により選任方法等の運用を地方農政局及び都道府県へ周知（平成29年11月15日）

２　代表者の選任における課題

(1) 共有地の代表制の導入前は、共有地の全ての共有者を１人の権利者としてカウントし、同意率の分母と分子それぞれに算入してきたところ（分母：共有者の数、分子：共有者の同意の数）。

(2) 一方、導入後は、共有者に所在不明者が１人でもいれば代表者が選任できないため、事業に同意する共有者の意思が同意率に反映できず、共有地の割合が高い地域では、３分の２以上の同意を確保することが困難となる可能性がある（代表者が選任できない場合は不同意扱い）。

(導入前)

$\boxed{\frac{1}{1}}$ $\boxed{\frac{1}{1}}$ $\boxed{\frac{6}{10}}$ $\boxed{\frac{7}{10}}$ $\boxed{\frac{8}{10}}$ $\frac{23}{32} > \frac{2}{3}$

(導入後)

$\boxed{\frac{1}{1}}$ $\boxed{\frac{1}{1}}$ $\boxed{\frac{0}{1}}$ $\boxed{\frac{0}{1}}$ $\boxed{\frac{0}{1}}$ $\frac{2}{5} < \frac{2}{3}$

※ 分子：同意者数、分母：権利者数、太枠：共有地

3　今後の対応方針

(1) 共有地の代表者は、共有者の全員により選任されることが望ましいが、共有者の過半の意見を代弁することが可能な立場にあると認められる場合には、代表者の選任を有効なものとして取り扱うこととする。

(2) 具体的には、共有者の「人数」の過半を占め、かつ、共有物に係る「持分」の過半を有する共有者によって選任されている代表者は、他に優位な者が選任されないことから、代表者として認めることとする。

なお、共有者の「人数」の特定については、戸籍、住民票等の調査や地元在住の関係者からの聞き取り調査を行い、住所及び氏名を整理するものとするが、所在不明の共有者については、戸籍の附票の最後の住所地で整理することとする。

また、共有者の「持分」の特定については、相続未登記の土地は、遺産分割協議を了している場合は、その相続分で整理するものとするが、それ以外の場合は、法定相続人の法定相続分で整理するものとする。